

聖籠町議会議員一般選挙

8月25日(日)投票日

投票時間は午前7時から午後8時まで

選挙特報

聖籠町選挙管理委員会
令和元年7月12日発行

きれいな選挙は私たちの誇り

令和元年8月31日任期満了となる聖籠町議会議員一般選挙は、8月20日(火)告示、投票日は8月25日(日)と決定しております。

私たち一人ひとりの一票が、これからの聖籠町のあり方を決めます。候補者の政策、主張を十分見極め、棄権することなく投票しましょう。

■投票所へは

投票できる時間は、午前7時から午後8時までです。ご自分の行政区(集落)の投票所を確認の上、郵送された入場券を忘れずにお持ちになっておいでください。

また、入場券を無くしたりした場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので投票所で係員に申し出てください。

なお、手にケガなどをして投票できない方は、投票所で係員に申し出れば、係員が代わって投票する方法があります。投票の秘密は守られますので、安心して申し出てください。また、目の不自由な方は点字投票ができますので、同様に投票所で係員に申し出てください。

期日前投票
不在者投票に
ついては、4ページを
ご覧ください。



あなたの投票所はこちらです 入場券を忘れずに!!



投票区	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9
投票所	山倉小学校	保健福祉センター	二本松公会堂	蓮湯公会堂	藤寄体育館	網代浜公会館	次第浜公民館	亀塚公会堂	蓮野地区多目的屋内運動場
行政区	四ツ屋道賀新田上大谷内真丸桃山苔	中の橋本諏訪山本大夫山聖中ヶ丘尾沢ヶ丘稲の平ひばりが丘	本三賀山三本外正東	甚兵衛橋蓮湯新田東港7丁目	藤寄大夫興野旭ヶ丘	網代浜東港5丁目	次第浜美台	亀塚	蓮野内条幡

議会議員選挙の選挙人名簿は 次の要件で登録されます

— 基準日・登録日 **8月19日** —

■登録資格者

- ①本町の区域内に住所を有する者
- ②年齢18歳以上の者(平成13年8月26日以前に出生した者)
- ③日本国民であること
- ④転入届出等により、本町に住民票を作成後3か月以上経過している者(令和元年5月19日以前から住民票がある者)

■抹消される者

- ①死亡した者
- ②本町の区域内に住所を有しなくなった日後4か月を経過するに至ったとき。(平成31年4月18日までに転出した者)

※投票日前に他市町村へ転出した方は、たとえ投票所入場券が届いても投票はできません。

開票と参観はどこで

開票は、投票当日の午後9時から役場3階の大会議室で行われます。

開票の参観については、会場の状況や開票作業の円滑化を図るため、開票参観人を80名に制限します。

なお、参観券は、各候補者に3名分を発行するほか、次のとおり一般の方に発行します。

○発行日時

8月25日(日) 午前9時～

○発行場所

役場東口玄関前

※先着順となります。



選挙人名簿登録者数

令和元年6月1日現在

行政区名(集落)	男	女	計
四ツ屋	24	25	49
道賀新田	59	59	118
上大谷内	10	9	19
真野	105	119	224
丸瀧	38	42	80
桃山	62	66	128
山倉	109	114	223
苔沼	141	150	291
第1投票区計	548	584	1,132
中ノ橋	9	11	20
本諏訪山	60	76	136
山諏訪山	133	155	288
本大夫	43	51	94
山大夫	235	242	477
聖中ヶ丘	67	67	134
尾沢ヶ丘	55	22	77
稲の平	17	13	30
ひばりが丘	245	213	458
第2投票区計	864	850	1,714
本三賀	22	17	39
山三賀	75	81	156
二本松	303	322	625
外畑	46	45	91
正庵	71	78	149
東山	60	72	132
第3投票区計	577	615	1,192
甚兵衛橋	49	52	101
蓮瀧	352	399	753
蓮瀧新田	39	49	88
東港七丁目	3	2	5
第4投票区計	445	502	947
藤寄	313	363	676
大夫興野	97	102	199
旭ヶ丘	169	164	333
第5投票区計	579	629	1,208
網代浜	712	630	1,342
東港五丁目	7		7
第6投票区計	719	630	1,349
次第浜	766	778	1,544
汐美台	102	152	254
第7投票区計	868	930	1,798
亀塚	594	637	1,231
第8投票区計	594	637	1,231
蓮野	178	187	365
杉谷内	110	102	212
別條	147	143	290
八幡	42	46	88
第9投票区計	477	478	955
総合計	5,671	5,855	11,526

立候補予定者の皆さまへ

◆立候補予定者説明会
日 時 7月25日(木)
午前10時～

場 所 役場3階大会議室
参集者 立候補予定者又は
同代理者

◆立候補予定者届出事前審査
日 時 8月7日(水)
午前9時～12時

場 所 役場3階大会議室

◆立候補の届出
日 時 8月20日(火)
午前8時30分～午後5時

場 所 役場3階大会議室

ポスター掲示は
町設置の掲示場に
限ります

平成15年3月に制定された「聖籠町議会議員及び聖籠町長選挙におけるポスター掲示場設置条例」により、町が設置するポスター掲示場以外には、選挙運動用のポスターを掲示することはできません。

投票日までの主な日程

月日(曜日)	選 挙 日 程
7/25(木)	立候補予定者説明会 (午前10時～ 役場3階大会議室)
8/7(水)	立候補予定者届出事前審査 (午前9時～12時 役場3階大会議室)
8/16(金)	入場券発送予定
8/19(月)	選挙人名簿登録
8/20(火)	告示日 立候補届出 (午前8時30分～午後5時 役場3階大会議室)
8/21(水)	投票所・選挙公報、氏名掲示順序くじ (午後5時10分～ 役場2階選挙管理委員会室)
8/22(木)	期日前投票、不在者投票開始 (午前8時30分～午後8時 24日まで)
8/25(日)	選挙公報配付予定 開票立会人届出締切 (午前8時30分～午後5時 役場2階選挙管理委員会室)
8/26(月)	投票 (午前7時～午後8時 各投票所) 開票参観人の入場券発行 (午前9時～入場券発行 役場東口玄関前) 開票 (午後9時～ 役場3階大会議室) 当選証書付与 (午前10時～ 役場2階第2応接室)

してはいけない選挙運動

戸別訪問の禁止

選挙運動の目的で戸別に有権者の家や勤め先などを訪問することは禁止されています。



署名運動の禁止

選挙に関して、特定の人に投票するように、又は特定の人に投票しないようにすることを目的に、選挙人に対して、署名運動をすることはできません。



飲食物の提供禁止

誰でも、選挙運動に関して、お茶やお菓子及び選挙運動員、労務者に対する一定限度の弁当以外の飲食物を提供することはできません。

また、候補者はもちろん、誰もが飲食物(酒等)を陣中見舞などといって選挙事務所に差し入れをすることもできないことになっています。



期日前投票 不在者投票 をご利用ください

■期日前投票ができます

投票日の8月25日(日)に仕事や旅行などで投票所に行くことができない人は、期日前投票を行ってください。
なお、入場券がなくても投票はできますが、入場券が届いている場合は、「持参ください」。

期日 8月21日(水)から

8月24日(土)まで

時間 午前8時30分～

午後8時

場所 役場1階会議室

■他市町村に滞在中の人は不在者投票を

8月21日から8月25日までの間、仕事や旅行などで聖籠町にいない人は、その滞在場所の最寄りの市町村の選挙管理委員会です不在者投票ができます。

ます。投票用紙は町選挙管理委員会が申請を受けて、他市町村のあなたの滞在先に郵送する方法となります。手続きに時間を要しますので、他市町村で投票する場合は告示(8月20日)前でも結構ですので、早めに投票用紙を請求する旨、町選挙管理委員会に申し出てください。

■指定病院等でも投票できます

指定病院(県立新発田病院、豊栄病院など)や施設(はすがた園など)に入院・入所されている人は、その病院や施設で投票できますので、係の人にお尋ねください。

■身体に障がいのある人は在宅で投票できます

身体に重度の障がいをお持ちの方は、郵便による在宅投票

票(郵便等による不在者投票)ができます。
但し、郵便等による不在者投票を行うには、あらかじめ町選挙管理委員会に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

また、郵便等による不在者投票をすることができ方で、自ら投票の記載をすることができない方は、代理人が代わって記載することができ「代理記載制度」が設けられております。代理記載制度は、あらかじめ代理記載人となるべき人を町選挙管理委員会に届出する必要があります。
詳しい手続き等については、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、郵便等による不在者投票並びに代理記載制度を利用する方は、選挙の告示前の早い時期に町選挙管理委員会へ申し出てください。

■成年被後見人の方も投票できます

公職選挙法等の一部改正により、成年被後見人の方も投票できることになりました。自書能力またはこれに代わるべき点字による記載能力のない場合には代理投票が認められています。詳しくは町選挙管理委員会にお問い合わせください。

■選挙公報を読みましょう

町選挙管理委員会では、条例の定めるところにより、町議会議員選挙のための選挙公報を発行します。
候補者が経歴、政見、主張などを記載した原稿をそのまま印刷します。

この選挙公報の各集落への発送日は、8月21日(水)を予定しています。各候補者の政見などをよく読んで聖籠町を託せる人を選びましょう。

選挙に関する疑問等は、お気軽に聖籠町選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙管理委員会(役場2階)

TEL 0254-27-2111(代表)

FAX 0254-27-2119

Eメール soumu@town.seiro.niigata.jp



大事な投票、
忘れずに!